

○新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金交付要綱

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者における女性のための職場環境の整備を進めることで、女性の雇用を促進させることを目的とし、事業の用に供する施設の設置、改修又は増設若しくは入れ替え等を行う場合の工事の実施及びその施設に必要な備品を購入した中小企業者又は小規模企業者に対し、予算の範囲内において新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で市内に事業所又は事務所を有する者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で市内に事業所又は事務所を有する者をいう。
- (3) 対象建物 補助金の交付を受けようとする者が所有し、その事業の用に供するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者又は小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 別表第1に掲げる業種等以外の業種を営んでいる者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) この要綱による補助金の交付（交付決定を含む。）を受けていない者
- (4) 補助金を受けようとする事業に関し、他の補助金等の交付（国、地方公共団体その他団体によるものを含む。）を受けていない者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、女性の雇用を促進させることを目的として、事業の用に供する施設の設置、改修又は増設若しくは入れ替え等を行う場合の工事（以下「補助対象工事」

という。)に要する経費及び当該施設に必要な備品(以下「補助対象備品」という。)の購入に要する経費であって、別表第2に掲げるものとする。
(補助金の額等)

第5条 補助金の交付要件及び額は、補助対象者の区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとし、100万円を限度とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業に着手する30日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 建物の所有を確認できる書類で、次のいずれかのもの
 - ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
 - イ 名寄帳(家屋)の写し
 - ウ 家屋登記事項証明書の写し
- (2) 納税証明書
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 備品見積書の写し(補助対象備品のない場合は不要)
- (5) 工事図面の写し(図面不要の工事の場合は不要)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加えて、補助金の交付の決定をすることができる。

(交付条件)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付すことができる。

(決定通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定したときは、新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 申請者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(承認通知)

第 1 1 条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、内容を審査のうえ、変更の承認を決定し、速やかに新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金変更承認通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 1 2 条 申請者は、事業が完了したときは、新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金実績報告書（第 6 号様式。以下「実績報告書」という。）を事業の完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事内訳書
- (3) 備品内訳書（補助対象備品の購入がない場合は不要）
- (4) 工事箇所の写真

（補助金額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の内容を精査し、補助金の額を確定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金確定通知書（第 7 号様式。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第 1 4 条 申請者は前条の規定により確定通知書を受けたときは、新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金交付請求書（第 8 号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付）

第 1 5 条 市長は、請求書の提出があった日から 3 0 日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すときは、新発田市女性雇用促進職場環境整備支援補助金交付決定取消通知書（第 9 号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合において、既に交付された補助金があるときは、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(補助金の経理等)

第17条 申請者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にしておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 申請者は、補助対象工事により効用の増加した不動産又は取得した動産(以下「取得財産」という。)を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内(以下「法定耐用年数内」という。)において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 申請者は、取得財産を法定耐用年数内に処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を受けた申請者に当該承認に係る財産の処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納入させることができる。

(市事業への協力)

第19条 申請者は、市が実施する男女共同参画推進事業に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行した。

附 則

改正後の新発田市女性雇用促進職場環境整備支援事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から実施した。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象外とする業種等
農業、林業（大分類 A に含まれるもの） 漁業（大分類 B に含まれるもの） 金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。） 娯楽業のうち、次のもの <ul style="list-style-type: none">・ 競輪・競馬等の競走場・ 競輪・競馬等の競技団・ パチンコホール、その他の遊戯場（ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場等射幸心をそそる恐れのあるもの）・ 芸ぎ業（置屋及び検番は除く。）、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 情報サービス・調査業のうち、興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの） 次のサービス業等 <ul style="list-style-type: none">・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）により規制の対象となるもの・ 複合サービス事業（大分類 Q に含まれるもの）・ 分類不能の産業（大分類 T に含まれるもの）・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介業者

備考 業種の分類は日本標準産業分類等による。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

補助対象工事	<p>対象建物において従業員の使用に供するための託児スペース、女性専用トイレ、女性専用更衣室及び女性専用休憩室を設置する工事のうち、次に掲げる工事に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 床材、内壁材又は天井材の張替え、塗替え又は新設 (2) ふすま、障子、網戸又は畳の張替え又は新設 (3) 床、壁、窓又は、天井等の断熱に関するもの (4) 扉の交換又は新設 (5) 窓ガラス又はサッシの交換又は新設 (6) カーテン又はブラインドの交換又は新設 (7) 床、内壁又は天井のクロス張替え、塗替え又は新設 (8) 給排水又は衛生（換気を含む）設備に関するもの (9) 給湯設備に関するもの (10) 電気又はガスに関するもの (11) エアコンの設置その他空調に関するもの (12) 洗面台又は便座の設置
補助対象備品	<p>補助対象工事に付随して購入する備品のうち、次に掲げるものの購入に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 椅子 (2) ソファ (3) テーブル (4) ロッカー (5) 乳児用ベッド

別表第3（第5条関係）

補助対象者	交付要件	補助金の額
中小企業者	別表第2に掲げる補助対象工事に要する経費及び補助対象備品の購入に要する経費（以下「補助対象額」という。）の合計金額が30万円以上の場合	補助対象額の合計金額の3分の1以内の額
小規模企業者	補助対象額の合計金額が20万円以上の場合	補助対象額の合計金額の2分の1以内の額